

平成31年3月26日

第3回

須崎市農業委員会総会 議事録

	会 長	事務局長	次 長	係
仰 裁				

1. 開会場所 須崎市総合保健福祉センター 2階 会議室2

2. 開会日時 平成31年3月26日(火) 午後2時

3. 出席委員 (農業委員8名) 市川会長 中西職務代理者 山崎委員 堅田委員
中村委員 山口委員 笹岡委員 谷脇(裕)委員

(推進委員8名) 森田委員 青木委員 谷脇(督)委員 森光委員
鍋島委員 中平委員 谷本委員 市川(孝)委員

4. 出席職員 (事務局3名) 小野局長 国広次長 盛光主幹

5. 議 案 議案第1号 非農地証明について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の審議について
議案第3号 農用地利用集積計画について(諮問)

開会宣言	市川会長 只今から平成 31 年第 3 回須崎市農業委員会総会を開催いたします。
開会挨拶	小野局長 本日は第 3 回の総会です。よろしくお願いいたします。
議 長	市川会長 桜の花が咲いたかと思うと、早くも田んぼの準備で、みなさんお忙しいことと思います。 本日は議案第 3 号迄でございます。慎重にご審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。それでは日程第 1 議事録署名人の選任についてですが、どのようにいたしましょう。別にないようでございますしたら、いつものように私の方で指名させていただきますと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。 (異議なし) 多数。
採 決	市川会長
議事録署名	ご異議なしとすることですので、本日の議事録署名人は 1 番山崎委員、6 番森田委員よろしくお願いいたします。
議 長	市川会長 それでは、日程第 2 の議事に入らせていただきます。議案第 1 号非農地証明についてを議題といたします。事務局のご説明をお願いいたします。
議案説明	小野局長 議案第 1 号、非農地証明について。下記のとおり非農地証明願いを受理したので、審議のうえ意見を求める。平成 31 年 3 月 26 日須崎市農業委員会会長市川雅彦。 (1)申請者 住所 ○○○○○番地 氏名及び件数 ○○○○ 1 件 (2)申請受理面積 畑 119 m ² 合計 119 m ² 番号 1 申請人 地区 ○○ ○○○○番地 ○○○○ 土地の所在地 須崎市押岡字池ノ久保 385 番 7 土地の表示 地目 畑 面積 19 m ² 土地の所在地 須崎市押岡字池ノ久保 385 番 8 土地の表示 地目 畑 面積 100 m ²

	<p>事由 押岡字池ノ久保 385 番 7 は、20 年以上公衆用道路として使用しており、非農地化している。</p> <p>押岡字池ノ久保 385 番 8 は、築 20 年以上の家があり、こちらも非農地化している。</p> <p>確認委員 市川 雅彦 森光 博</p>
議 長	<p>市川会長 それでは確認委員さんの、ご意見をお願いいたします。</p>
意 見	<p>市川会長 私のほうで現地確認しましたので、ご報告させていただきます。この該当地は、〇〇の〇集落です。現地へ行きまして確認しましたら、385 番 7 は、昔から住居すぐ横に道がありまして、それを住居へ入るために拡張したということです。385 番 8 は住居横にあった畑に倉庫を建築したということでございますので、別に問題もないと確認をしました。</p>
審 議	<p>市川会長 以上ですが、この件について何かご質問ないでしょうか。ないようでしたら、どなたかこの件についてご意見をお願いします。</p>
意 見	<p>10 番 中平委員（推進委員） 原案承認</p>
審 議	<p>市川会長 はい、原案承認ということでございますが、これにご異議ございませんでしょうか。</p>
採 決	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
議 長	<p>市川会長 ご異議がないようございますので、議案第 1 号非農地証明については原案承認することに決定します。どうもありがとうございました。</p> <p>続きまして、議案第 2 号農地法第 4 条の規程による許可申請の審議についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
議案説明	<p>小野局長 それでは、議案書 3 ページをお願いします。議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による</p>

	<p>許可申請の審議について。農地法第 4 条の規定による許可申請を下記のとおり受理したので、審議のうえ意見を求める。平成 31 年 3 月 26 日、須崎市農業委員会会長市川雅彦。</p> <p>(1)申請者住所 ○○○○○番地 氏名及び件数 ○○○○ 1 件</p> <p>(2)申請受理面積 畑 6 m² 計 6 m² 番号 1 申請人 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○番地 ○○○○ 土地の所在地 須崎市押岡字池ノ久保 385 番 6 土地の表示 地目 台帳 畑 現況 畑 面積 6 m² 種別 2 事由 納骨堂新設</p> <p>隣接農地は同意書有で、位置図、利用計画図は別紙図面のとおりです。</p>
議 長	<p>市川会長 それでは、議案第 2 号について、事務局の補足説明をお願いします。</p>
補足説明	<p>小野局長 農地の区分と転用目的についてです。申請地は、○○○○集落（○○戸）にあり、周辺に駅等なく、甲種、第 1 種、第 3 種のいずれの要件にも該当しないその他の農地と判断されます。納骨堂を新設するに当たり、参拝や管理しやすい自宅近くの農地に建築するものであり、他に代替すべき土地はなく、やむを得ないものと認められます。次に、資力及び信用についてですが、納骨堂設置費○○万円を自己資金で整備する建設計画です。残高証明を確認し、資力の問題は認められないものと考えます。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、工事期間は許可日から平成 31 年 6 月 30 日までとしており、確実性には特に問題はないものと考えます。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込については、墓地埋葬法による許可申請済であり、問題はないものと考えます。計画面積の妥当性については、納骨堂の所要面積 6 m²は墓地建築に必要な面積と考えられます。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無については、雨水は自己所有地への自然浸透としており、隣接農地の同意も得ており、支障はないものと考えます。以上です。</p>
議 長	<p>市川会長 それでは、関係委員の意見ですが、この意見も私のほうからです。</p>
意 見	<p>市川会長 申請地は先ほどの議案第 1 号非農地証明での○○○○の公衆用道路の敷地と隣接しております。昔は皆この道を使用しておりましたが、現在は添付の図面にありますように、すぐ前に県道ができてほとんど使用していない状況です。 裏側に山がありますが、墓地を山に隣接しなかった理由としましては、ミカンの木があ</p>

	<p>るために前方へ建築したということでしたので、問題はないと思います。</p>
議 長	<p>市川会長 以上ですが、この件について、ご質問ご意見はございませんでしょうか。ないようであれば、この件についてどなたかご意見をお願いします。</p>
意 見	<p>8 番森光委員（推進委員） 議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請の審議について、意見を述べさせていただきます。申請者の住所氏名ですが、〇〇〇〇番地〇〇〇〇さん 1 件、先程十分審議をいたしましたところ、問題ないとのことですので、至当の意見を付して進達を諮りたいと思います。</p>
審 議	<p>市川会長 お聞きのとおり、別に問題もないとのこと、至当の意見を付して進達をと言うことですが、それにご異議ございませんでしょうか。</p>
採 決	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
議 長	<p>市川会長 ご異議ないようですので、議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請の審議については、至当の意見を付して進達を諮ることと決定いたします。どうもありがとうございました。</p> <p>続きまして、議案第 3 号、農用地利用集積計画について（諮問）の審議を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
議案説明	<p>小野局長 議案第 3 号、農用地利用集積計画について（諮問）。上記のことについて、須崎市長より別冊のとおり諮問があったので、審議のうえ意見を求める。平成 31 年 3 月 26 日須崎市農業委員会会長市川雅彦。別冊のとおり。</p>
議 長	<p>市川会長 それでは補足説明をお願いします。</p>
補足説明	<p>盛光主幹 それでは別冊についてご説明いたします。農用地利用集積計画書（案）、平成 30 年度第 10 号、農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定に</p>

より、農用地利用集積計画を定める。平成 31 年 3 月 26 日須崎市長楠瀬耕作。

次に、利用権の設定を受ける者の農業経営状況総括表をご覧ください。

整理番号 30-19

利用権設定等を受ける者

住所氏名 ○○○○

○○○○

農作業従事日数 320 日

経営耕地面積 農地 0 m²

利用権設定等面積 農地 1626 m²

合計農地面積 1626 m²

農作業従事者 農業専従者 ○名

(内 15 歳以上 60 歳未満の者○名)

利用権設定等申出書

利用権の設定を受ける者 ○○○○ 生年月日 ○○○○

利用権の設定をする者 ○○○○ 生年月日 ○○○○

聴取確認欄

1.通作距離 20～30 km

2.権利の種類 貸借権設定(通年)

3.借受人の分類 個人 その他

4.貸付人の分類 個人

5.中核農家の該当の有無(借受人) 有

6.利用権の設定移転の事由 相手方の要望

7.経営規模(農地面積) 借人 0.3ha 未満 貸人 0.3～0.5ha

8.経営改善計画の認定の有無(借受人) 無

利用権を設定する土地

所在 須崎市浦ノ内東分チウセン 1903 番 1

現況地目 田 面積 229 m²

所在 須崎市浦ノ内東分チウセン 1903 番 2

現況地目 田 面積 109 m²

所在 須崎市浦ノ内東分チウセン 1904 番 1

現況地目 田 面積 1288 m²

設定する利用権 内容 シシトウ

期間 平成 31 年 4 月 1 日～平成 41 年 3 月 31 日 10 年間

借賃 ○ a 当り○○万円
借賃の支払方法 ○○○○
利用権の種類 賃借権
当事者間の法律関係 賃貸借
利用権を設定する者以外の権限者等
○○○○○ ○○○○

整理番号 30-20

利用権設定等を受ける者

住所氏名 ○○○○○
○○○○

農作業従事日数 365 日

経営耕地面積 農地 0 m²

利用権設定等面積 農地 1143 m²

合計農地面積 1143 m²

農作業従事者 農業専従者 ○名

(内 15 歳以上 60 歳未満の者○名)

利用権設定等申出書

利用権の設定を受ける者 ○○○○ 生年月日 ○○○○

利用権の設定をする者 ○○○○ 生年月日 ○○○○

聴取確認欄

1.通作距離 1 km未満

2.権利の種類 賃借権設定 (通年)

3.借受人の分類 個人 その他

4.貸付人の分類 個人

5.中核農家の該当の有無 (借受人) 無

6.利用権の設定移転の事由 相手方の要望

7.経営規模 (農地面積) 借人 0.7~1.0ha 貸人 不耕作

8.経営改善計画の認定の有無 (借受人) 有

利用権を設定する土地

所在 須崎市浦ノ内西分六反地 3839 番

現況地目 田 面積 1143 m²

設定する利用権 内容 米

期間 平成 31 年 4 月 1 日～平成 36 年 3 月 31 日 5 年間

借賃 ○○○

借賃の支払方法 ○○○○

利用権の種類 賃借権

当事者間の法律関係 賃貸借

整理番号 30-21

利用権設定等を受ける者

住所氏名 ○○○○

○○○○

農作業従事日数 365 日

経営耕地面積 農地 0 m²

利用権設定等面積 農地 955 m²

合計農地面積 955 m²

農作業従事者 農業専従者 ○名

(内 15 歳以上 60 歳未満の者○名)

利用権設定等申出書

利用権の設定を受ける者 ○○○○ 生年月日 ○○○○

利用権の設定をする者 ○○○○ 生年月日 ○○○○

聴取確認欄

1.通作距離 1～10 km

2.権利の種類 賃借権設定(期間借地)

3.借受人の分類 個人 その他

4.貸付人の分類 個人

5.中核農家の該当の有無(借受人) 無

6.利用権の設定移転の事由 相手方の要望

7.経営規模(農地面積) 借人 1.0～1.5ha 貸人 0.3ha 未満

8.経営改善計画の認定の有無(借受人) 無

利用権を設定する土地

所在 須崎市浦ノ内東分フクラ 1827 番 1

現況地目 田 面積 995 m²

設定する利用権 内容 米

期間 平成 31 年 4 月 1 日～平成 36 年 3 月 31 日 5 年間

借賃 ○○○	
借賃の支払方法 ○○○○	
利用権の種類 賃借権	
当事者間の法律関係 賃貸借	
整理番号 30-22	
利用権設定等を受ける者	
住所氏名 ○○○○	
○○○○	
農作業従事日数 300 日	
経営耕地面積	農地 0 m ²
利用権設定等面積	農地 948 m ²
	合計農地面積 948 m ²
	農作業従事者 農業専従者 ○名
	(内 15 歳以上 60 歳未満の者○名)
利用権設定等申出書	
利用権の設定を受ける者	○○○○ 生年月日 ○○○○
利用権の設定をする者	○○○○ 生年月日 ○○○○
聴取確認欄	
1.通作距離 1～10 km	
2.権利の種類 賃借権設定 (期間借地)	
3.借受人の分類 個人 その他	
4.貸付人の分類 個人	
5.中核農家の該当の有無 (借受人) 有	
6.利用権の設定移転の事由 相手方の要望	
7.経営規模 (農地面積) 借人 0.3ha 未満 貸人 不耕作	
8.経営改善計画の認定の有無 (借受人) 有	
利用権を設定する土地	
所在 須崎市浦ノ内出見拂川 972 番	
現況地目 田 面積 948 m ²	
設定する利用権 内容 キュウリ	
期間 平成 31 年 4 月 1 日～平成 46 年 3 月 31 日 15 年間	
借賃 ○○円	

<p>議 長</p> <p>意 見</p> <p>審 議</p> <p>採 決</p>	<p>利用権の種類 使用貸借 当事者間の法律関係 使用貸借</p> <p>利用権設定については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に照らして各要件を満たしていることが必要なので説明をします。</p> <p>受付番号 30 - 19 ですが、借受人の主たる経営作物はシシトウで、構成員は○人、うち○人が専従者となっております。次に受付番号 30 - 20 ですが、借受人の主たる経営作物はキュウリ、構成員は○人、うち○人が専従者となっております。次に受付番号 30 - 21 ですが、借受人の主たる経営作物は茗荷、構成員は○人、うち○人が専従者となっております。次に受付番号 30 - 22 ですが、借受人の主たる経営作物はキュウリ、構成員は○人、うち○人が専従者となっております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 1 号要件は、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであることとなっており、農業による自立の意欲、能力が認められるなど、須崎市の基本構想の利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、適合すると考えます。第 2 号イ農用地のすべてを効率的に利用することの要件、第 2 号ロ農作業に常時従事することの要件につきましても、適合すると考えます。第 3 号の要件は 18 条第 2 項第 6 号にて利用権設定後に農用地を適正に利用していないと認められた場合の貸借解除を定めたものでこの件については対象ではありません、第 4 号の規定で対象農地の所有権等の権利を有する者の全ての同意についても、所有権以外に第 4 号に規定する権利を有する者はいないため、この要件は満たしております。以上であり、今回の申請 4 件について農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p> <p>市川会長 この件について、ご意見ご質問ございませんでしょうか。</p> <p>10 番 中平委員（推進委員） 議案第 3 号、農用地利用集積計画について（諮問）、意見を述べさせていただきます。今回、十分な審議をした結果、承認したいと思います。</p> <p>市川会長 十分な審議の結果、特に問題もないので、承認し答申をすることにご異議ございませんでしょうか。</p> <p>農業委員（異議なし）多数。</p> <p>市川会長</p>
---	---

<p>議 長</p> <p>閉会宣言</p>	<p>特に問題もないようですので、議案第 3 号農用地利用集積計画について（諮問）を、承認することとし答申したいと思います。</p> <p>以上で議案は終わりましたが、その他の件で何かございませんか。ないようでしたら、以上で第 3 回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でございました。</p> <p style="text-align: right;">閉会 午後 2 時 45 分</p> <p style="text-align: center;">その真正なることを証して署名する。</p> <p style="text-align: center;">議 長</p> <p style="text-align: center;">1 番</p> <p style="text-align: center;">6 番</p>
------------------------	--